

介護保険における福祉用具購入費の支給について

加古川市 介護保険課

★ 制度の概要

要介護(要支援)認定を受けている方(以下「要介護者等」という。)が、入浴や排泄などに使用する下記の特
定福祉用具を指定特定福祉用具販売事業所で購入する際、同一年度(4月1日から翌年3月31日まで)で10
万円までの費用を限度として、その購入費の9割(所得により8割または7割)相当額を支給します。特定福祉用
具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、介護保険給付の対象外と
なります。

ただし、すでに購入した特定福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合等
は、加古川市が必要と認める場合に限り、例外として、1度購入された同一種目の福祉用具であっても対象とな
ります。なお、病院や施設等に入院又は入所中の方は申請できませんので注意してください。

※平成29年4月からの総合事業開始により、事業対象者に移行した場合は、支給対象外となります。

【注】加古川市では、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)に「販売」マークが掲載さ
れた商品を給付対象とします。

★ 保険給付対象となる特定福祉用具販売の対象種目(次の1~5のいずれかに該当するもの)

1 腰掛便座(次のいずれかに該当するものに限る。)

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

2 自動排泄処理装置

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち、尿や便の経路となるもので
あって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都
度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。

※自動排泄処理装置本体は、介護保険の福祉用具貸与(レンタル)の対象です。

3 入浴補助用具(次のいずれかに該当するものに限る。)

- ① 入浴用いす ② 浴槽用手すり ③ 浴槽内いす ④ 入浴台 ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ ⑦ 入浴用介助ベルト

4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないも
の

5 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

※移動用リフト本体は、介護保険の福祉用具の貸与(レンタル)の対象です。

★ 支給の流れ(提出書類及び支給方法)

要介護者等は次の償還払か受領委任払のいずれかの方法で購入してください。
書類の提出の際は介護保険課まで直接持参してください。

< 償還払 >

要介護者等が、一旦、購入費用の全額を指定特定福祉用具販売事業所に支払い、市に申請書類を提出した後、購入費用の9割(所得により8割または7割)相当額を、申請月の翌月末頃に要介護者等の口座に振込みます。

事後申請

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(償還払用)
- ② カタログの写し
- ③ 領収書(原本、宛名は要介護者等本人、金額は費用の全額、福祉用具名称を記載)
- ③ 内訳書(1枚の領収証で2つ以上の用具を購入する場合)
- ④ 委任状(代理の方(家族のみ)の口座へ振込みを希望する場合)

福祉用具購入費の支給

審査の結果、申請月の翌月末に要介護者等の指定の口座に振込みを行い、支給決定通知を送付します。
(申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。)

< 受領委任払 >

要介護者等が指定特定福祉用具販売事業所に購入費用の1割(所得により2割または3割)分を支払うことで福祉用具を購入できる制度です。給付制限を受けていない方および支給の完了していない申請中の福祉用具がない方に限り、申請することができます。購入費用の残りの9割(所得により8割または7割)相当額は、申請により、市から指定特定福祉用具販売事業者へ直接支払います。受領委任払いを利用できる事業者は、事前に「介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払事業者登録申請書兼振込口座指定届」を提出し、加古川市の許可を受けている業者に限ります。事業者は、要介護者等から必要な福祉用具の購入の申出があれば、事前申請の手続きを行ってください。約2週間前後で、購入の許可通知(受理通知書)をお送りしますので福祉用具を購入してください。受理通知書には、要介護者等が支払うべき利用者負担額、事業者へ支払われる給付額が記載されておりますので、要介護者等は、利用者負担額を事業者へお支払いください。そして、購入後に必要な書類(事後申請)を提出してください。審査の結果、事後申請月の翌月末頃に事業者の口座に振込みます。

事前申請

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- ② カタログの写し(購入予定の用具の載ったもの)
- ③ 見積書(購入予定の用具の名称・金額等が客観的に判断できるもの)

用具の購入

- ① 要介護者等には「受理通知書」を送りますので、対象用具購入費用の1割(所得により2割または3割)分を支払ってください。(受理通知書の利用者負担額の欄に記載されている金額)
- ② 事業者には「受理通知書」の写しを送りますので、対象用具購入費用の1割(所得により2割または3割)分を領収してください。(受理通知書の利用者負担額の欄に記載されている金額)

<購入する用具に変更が生じる場合について>

原則として、用具の変更はできませんが、やむを得ない場合は必ず用具購入前に、以下の状況に応じた関係書類を提出してください。

一.購入する用具が変更または一部用具が不要となる場合

⇒購入内容変更届に変更後の見積書、カタログを添えて、介護保険課までご提出ください。

関係書類提出後、審査を行い、対象者と販売事業者に変更後の受理通知書をお送りします。

二.購入する用具がすべて不要となる場合

⇒取下書を介護保険課までご提出ください。受理通知書は返却をお願いします。

事後申請

- ① 領収書(原本、宛名は要介護者等本人、受理通知書の利用者負担分の金額、福祉用具名称を記載)
- ② 請求明細書(原本、宛名は要介護者等本人)
- ③ 受理通知書

福祉用具購入費の支給

審査の結果、事後申請月の翌月末頃に、事前に登録された事業者の口座に振込を行い、支給決定通知を要介護者等と事業者に通知します。

(申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。)

☆生活保護受給者が福祉用具を購入する際の取扱いについて

事業者は、要介護者等から必要な福祉用具の購入の申出があれば、事前申請の手続きを行ってください。事前申請後、介護保険課より購入の許可通知(受理通知書)は送付いたしません。必ず事前に生活保護担当課と協議を行ったうえで、生活保護を受給している要介護者等へ用具を販売・納品してください。納品後、必要な書類(事後申請)を介護保険課へ提出してください。審査の結果、購入費用の9割相当額(限度額9万円)を、事後申請月の翌月末頃に事業者の口座に振込みます。

事前申請

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- ② カタログの写し(購入予定の用具の載ったもの)
- ③ 見積書(購入予定の用具の名称・金額等が客観的に判断できるもの)

事後申請

- ①納品書(コピーも可)
- ②請求明細書(原本、宛名は要介護者等本人)

福祉用具購入費の支給

審査の結果、事後申請月の翌月末に販売事業者の指定の口座に振込を行い、支給決定通知を送付します。

(申請の内容によっては、支給が遅れる場合や、支給出来ない場合があります。)

<お問い合わせは>

加古川市 介護保険課
675-8501 加古川市 加古川町 北在家 2000 番地
電話番号 079-427-9125